

町田市緑地保全基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市緑地保全基金条例の一部を改正する条例

町田市緑地保全基金条例（昭和60年9月町田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「市民の森及び緑地保全の森」を「町田市緑の保全と育成に関する条例（昭和58年12月町田市条例第37号）の規定により市長が設置する町田市ふるさとの森」に改め、同条第2号中「都市公園」を「都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市緑地保全基金条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(処分) 第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 (1) <u>町田市緑の保全と育成に関する条例(昭和 58 年 12 月町田市条例第 37 号)の規定により市長が設置する町田市ふるさとの森</u>の買収事業の経費に充てるとき。 (2) <u>都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条に規定する都市公園の土地</u>の買収事業の経費に充てるとき。 (3) 略	(処分) 第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 (1) <u>市民の森及び緑地保全の森</u>の買収事業の経費に充てるとき。 (2) <u>都市公園の土地</u>の買収事業の経費に充てるとき。 (3) 略

